

令和5年12月27日
愛知労働局

メール送信による個人情報漏えい事案について

愛知労働局（局長 阿部 充）は、名古屋中公共職業安定所（以下「名古屋中所」という。）において発生した個人情報の漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要等をお知らせします。

1 概要

名古屋中所の非常勤職員（以下「職員A」という。）が、障害者雇用を検討する企業の支援を行うなかで、支援機関施設を利用する求職者（障害者）に実際の職場を見学してもらう「企業見学会」を開催することとした。

企業見学会の参加申込みが2つの支援機関施設からあり、令和5年11月20日（月）、職員Aは両支援機関に対して参加に係る注意事項及び参加者名簿等を添付してメールを送信した。

令和5年12月1日（金）、支援機関施設（以下「施設B」という。）から、メールに添付された参加者名簿に、もう一方の支援機関施設（以下「施設C」という。）の求職者1名の氏名、年齢、障害種別、手帳等級、障害名、支援機関施設名が記載されていると連絡があり、個人情報の漏えいが判明した。

なお、施設Cにおいては漏えい判明時に、名古屋中所の依頼により、メールの添付書類（参加者名簿）が未開封であったため削除を依頼し、開封前に削除しており、施設Bを利用している求職者の個人情報は漏えいしていない。

2 発生原因

愛知労働局としては、個人情報をやむを得ず外部へメールで送信する際は、宛先や送信する情報を上長が確認（ダブルチェック）、添付ファイルにパスワードを設定し、BCCで送付することとなっているが、独自の判断で、ダブルチェックを経ることなくメール送信したこと。

3 再発防止の措置

(1) 外部メール送付時のダブルチェックの徹底

幹部職員による添付書類、宛先等の内容の確認及び外部メール送付時のダブルチェックを徹底させる。

(2) 研修の実施（個人情報保護研修）

非常勤職員を含む全職員に対し、今回の事案の概要及び問題の所在を説明するとともに、上記（1）を徹底させるための研修を実施し、個人情報保護に係る意識の向上を図る。

担 当	愛知労働局職業安定部職業対策課
	課 長 古江 俊博
	課長補佐 坂梨 範子
	電話 052-219-5507